

平成二十一年一月三十日受領  
答 弁 第 四 二 号

内閣衆質一七一第四二号

平成二十一年一月三十日

内閣総理大臣 麻 生 太 郎

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出イランで発生した邦人誘拐事件に係る政府による身代金の支払いに関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出イランで発生した邦人誘拐事件に係る政府による身代金の支払いに関する  
再質問に対する答弁書

一について

御指摘の高村正彦外務大臣（当時）の発言にある多大な費用とは、外務省職員の旅費等である。

二、五及び六について

外務省より、一部報道機関に対し、平成十九年十月イラン南東部において中村聡志氏が誘拐された事件では、日本政府からイラン側に金銭を支払ったという事実はない旨申し入れ、当該申入れの内容は既に報じられている。

三について

政府としては、お尋ねのような調査を行ったことはない。

四について

先の答弁書（平成二十一年一月十三日内閣衆質一七一第三号）二についてで述べたとおり、お尋ねの政府関係者については、把握していない。